

令和3年第1回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(2月10日提案分)

総務局

## 目 次

	ページ
1 職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表	1
2 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 新旧対照表	7
3 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表	8
4 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表	11
5 収入証紙に関する条例 新旧対照表	13
6 神奈川県手数料条例 新旧対照表	14
7 企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例 新旧対照表	42

1 職員の服務の宣誓に関する条例及び公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年神奈川県条例第2号）新旧対照表

<第1条関係>

改 正	現 行
第1条（略） （服務の宣誓）	第1条（略） （服務の宣誓）
第2条 新たに職員となつた者は、任命権者又は任命権者の定める上級職員の前において宣誓書（別記様式）に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。	第2条 新たに職員となつた者は、任命権者又は任命権者の定める上級職員の前において宣誓書（別記様式）に署名押印してからでなければ、その職務を行つてはならない。
第3条（略）	第3条（略）
別記様式（第2条関係）	別記様式（第2条関係）
別紙新旧	別紙新旧

【改正】別記様式（第2条関係）

1（教育公務員及び警察職員以外の職員）

<p>宣 誓 書</p>
<p>私は、ここに日本国憲法を尊重し、地方自治の本旨にのっとり民主主義の精神を体し公務を能率的に運営すべき責務を深く自覚し、県民全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p>
<p>年 月 日</p>
<p>氏 名__</p>

2（教育公務員）

<p>宣 誓 書</p>
<p>私は、ここに日本国憲法を尊重し、地方自治及び教育の本旨にのっとり民主主義の精神を体し公務を能率的に運営すべき責務を深く自覚し、県民全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p>
<p>年 月 日</p>
<p>氏 名__</p>

3（警察職員）

<p>宣 誓 書</p>
<p>私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、警察職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党かつ公平中正に警察職務の遂行に当たることを固く誓います。</p>
<p>年 月 日</p>
<p>氏 名__</p>

【現行】別記様式（第2条関係）

1（教育公務員及び警察職員以外の職員）

<p>宣 誓 書</p> <p>私は、ここに日本国憲法を尊重し、地方自治の本旨にのっとり民主主義の精神を体し公務を能率的に運営すべき責務を深く自覚し、県民全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名<sup>㊤</sup></p>
---

2（教育公務員）

<p>宣 誓 書</p> <p>私は、ここに日本国憲法を尊重し、地方自治及び教育の本旨にのっとり民主主義の精神を体し公務を能率的に運営すべき責務を深く自覚し、県民全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名<sup>㊤</sup></p>
--

3（警察職員）

<p>宣 誓 書</p> <p>私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、警察職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党かつ公平中正に警察職務の遂行に当たることを固く誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名<sup>㊤</sup></p>
---

公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例（昭和29年神奈川県条例第34号）新旧対照表  
 <第2条関係>

改 正	現 行
第1条（略） （服務の宣誓） 第2条 公安委員会の委員（以下「委員」とい う。）は、任命後、知事の面前において宣誓書 （別記様式）に署名してからでなければ、 その職務を行つてはならない。 第3条（略） 別記様式（第2条関係） 別紙新旧	第1条（略） （服務の宣誓） 第2条 公安委員会の委員（以下「委員」とい う。）は、任命後、知事の面前において宣誓書 （別記様式）に署名押印してからでなければ、 その職務を行つてはならない。 第3条（略） 別記様式（第2条関係） 別紙新旧

【改正】別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、個人の権利と自由を保護し公共の安全と秩序を維持すべき委員としての責務を深く自覚し、不偏不党かつ公平中正に職務を遂行することを固く誓います。

年 月 日

神奈川県公安委員会

委員氏名\_\_

【現行】別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、個人の権利と自由を保護し公共の安全と秩序を維持すべき委員としての責務を深く自覚し、不偏不党かつ公平中正に職務を遂行することを固く誓います。

年 月 日

神奈川県公安委員会

委 員 氏

名<sup>㊟</sup>



2 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年神奈川県条例第41号）新旧対照表

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～11 (略)</p> <p>(議員報酬の月額の特例)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～11 (略)</p>
<p>12 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</p> <p><u>の間における議員報酬の月額は、第2条の規定にかかわらず、同条に定める額からそれぞれ当該額の100分の5に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同条に定める額とする。</u></p>	<p>(新設)</p>

3 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）新旧対照表（第1条関係）

改 正	現 行
<p>第1条～第22条（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～21（略）</p> <p>（給料表異動等における号給の決定等の特例）</p> <p>22 第5条第1項及び第2項の規定により給料表の適用を異にする異動（<u>公安職給料表の適用を受ける職員から同表以外の各給料表の適用を受ける職員となる異動及び当該各給料表の適用を受ける職員から公安職給料表の適用を受ける職員となる異動に限る。</u>）並びに神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年神奈川県条例第23号）又は学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）第3条第1項各号（第1号を除く。）に掲げる各給料表の適用を受ける者から引き続き新たに公安職給料表の適用を受ける職員となる異動及び同項第1号に掲げる教育職給料表の適用を受ける者から引き続き新たにこの条例の適用を受ける職員となる異動（以下「給料表異動等」という。）をした者の号給を決定する場合において、<u>第5条第1項及び第2項の規定により受けべき号給（以下「新号給」という。）が当該給料表異動等をした日の前日に受けていた号給</u>（この条例に相当する条例その他の規程の規定によるこれに相当する号給（学校職員の給与等に関する条例</p> <p>_____別表第1の備考2又は備考3の規定の適用を受ける者にあつては、これらの規定の適用がないものとしたものをいう。）を含む。以下「旧号給」という。）に達しないこととなる時（人事委員会規則で定める場合を除く。）のその者に対する当該給料表異動等をした日における号給については、同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、旧号給に相当する号給（旧号給の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給（以下この項において「最高号給」という。）の給料月</p>	<p>第1条～第22条（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～21（略）</p> <p>（給料表異動等における号給の決定等の特例）</p> <p>22 第5条第1項及び第2項の規定により給料表の適用を異にする異動<u>その他の人事委員会規則で定める異動等</u></p> <p>_____（以下「給料表異動等」という。）をした者の号給を決定する場合において、<u>同条第1項及び第2項の規定により受けべき号給（以下「新号給」という。）が当該給料表異動等をした日の前日に受けていた号給</u>（この条例に相当する条例その他の規程の規定によるこれに相当する号給（学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）別表第1の備考2_____の規定の適用を受ける者にあつては、これらの規定の適用がないものとしたものをいう。）を含む。以下「旧号給」という。）に達しないこととなる時（人事委員会規則で定める場合を除く。）のその者に対する当該給料表異動等をした日における号給については、同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、旧号給に相当する号給（旧号給の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給（以下この項において「最高号給」という。）の給料月</p>

改 正	現 行
<p>額を超えるときは、最高号給) の範囲内で新号給を超えて決定することができるものとし、旧号給の給料月額が最高号給の給料月額を超えることとなる場合においては、人事委員会規則の定めるところにより、当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。この場合において、当該差額に相当する額を支給される職員に関する第7条の2第2項、第15条第5項(第16条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第17条の2第2項_____並びに職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和32年神奈川県条例第53号。以下この項において「特勤条例」という。)第21条第2項の規定の適用については、第7条の2第2項、第15条第5項及び第17条の2第2項_____中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第22項に規定する差額に相当する額との合計額」とし、特勤条例第21条第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例附則第22項に規定する差額に相当する額との合計額」とする。</p> <p>23～57 (略)</p>	<p>額を超えるときは、最高号給) の範囲内で新号給を超えて決定することができるものとし、旧号給の給料月額が最高号給の給料月額を超えることとなる場合においては、人事委員会規則の定めるところにより、当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。この場合において、当該差額に相当する額を支給される職員に関する第7条の2第2項、第15条第5項(第16条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第17条の2第2項並びに附則第48項、第50項及び第53項並びに職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和32年神奈川県条例第53号。以下この項において「特勤条例」という。)第21条第2項の規定の適用については、第7条の2第2項、第15条第5項及び第17条の2第2項並びに附則第48項、第50項及び第53項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第22項に規定する差額に相当する額との合計額」とし、特勤条例第21条第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例附則第22項に規定する差額に相当する額との合計額」とする。</p> <p>23～57 (略)</p>

学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)新旧対照表  
 (第2条関係)

改 正	現 行
<p>第1条～第29条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～20 (略)</p> <p>(給料表異動等における号給の決定等の特例)</p> <p>21 第5条第1項及び第2項の規定により給料表の適用を異にする異動(教育職給料表の適用を受ける職員から同表以外の各給料表の適用を受ける職員となる異動及び当該各給料表の適用を受ける職員から教育職給料表の適用を受ける職員となる異動に限る。)並びに神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年神奈川県条例第23号)又は給与条例第3条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる各給料表の適用を受ける者か</p>	<p>第1条～第29条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～20 (略)</p> <p>(給料表異動等における号給の決定等の特例)</p> <p>21 第5条第1項及び第2項の規定により給料表の適用を異にする異動<u>その他の人事委員会規則で定める異動等</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

改 正	現 行
<p>ら引き続き新たに教育職給料表の適用を受ける職員となる異動及び同項第3号に掲げる公安職給料表の適用を受ける者から引き続き新たにこの条例の適用を受ける職員となる異動（以下「給料表異動等」という。）をした者の号給を決定する場合において、<u>第5条第1項及び第2項の規定により受けるべき号給</u>（以下「新号給」という。）が当該給料表異動等をした日の前日に受けていた号給（この条例に相当する条例その他の規程の規定によるこれに相当する号給（別表第1の備考2又は備考3の規定の適用を受ける者にあつては、これらの規定の適用がないものとしたものをいう。）を含む。以下「旧号給」という。）に達しないこととなる時（人事委員会規則で定める場合を除く。）のその者に対する当該給料表異動等をした日における号給については、同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、旧号給に相当する号給（旧号給の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給（以下この項において「最高号給」という。）の給料月額を超えるときは、最高号給）の範囲内で新号給を超えて決定することができるものとし、旧号給の給料月額が最高号給の給料月額を超えることとなる場合においては、人事委員会規則の定めるところにより、当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。この場合において、当該差額に相当する額を支給される職員に関する第7条の2第2項_____の規定の適用については、同項中_____「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第21項に規定する差額に相当する額との合計額」とする。</p> <p>22～56 （略）</p>	<p>（以下「給料表異動等」という。）をした者の号給を決定する場合において、<u>同条第1項及び第2項の規定により受けるべき号給</u>（以下「新号給」という。）が当該給料表異動等をした日の前日に受けていた号給（この条例に相当する条例その他の規程の規定によるこれに相当する号給（別表第1の備考2_____の規定の適用を受ける者にあつては、これらの規定の適用がないものとしたものをいう。）を含む。以下「旧号給」という。）に達しないこととなる時（人事委員会規則で定める場合を除く。）のその者に対する当該給料表異動等をした日における号給については、同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、旧号給に相当する号給（旧号給の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給（以下この項において「最高号給」という。）の給料月額を超えるときは、最高号給）の範囲内で新号給を超えて決定することができるものとし、旧号給の給料月額が最高号給の給料月額を超えることとなる場合においては、人事委員会規則の定めるところにより、当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。この場合において、当該差額に相当する額を支給される職員に関する第7条の2第2項<u>並びに附則第47項、第49項及び第52項</u>の規定の適用については、<u>これらの規定中</u>「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第21項に規定する差額に相当する額との合計額」とする。</p> <p>22～56 （略）</p>

4 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第54号）新旧対照表  
 〈第1条関係〉

改 正	現 行
第1条～第15条の6（略） （特別休暇） 第16条 職員が、次に掲げる理由により正規の勤務時間中に勤務することができない場合において、職員から願い出があつたときは、任命権者は、その都度必要と認める期間（ <u>第1号に掲げる理由による場合は、7日の範囲内において必要と認める期間</u> ）を特別休暇として与えることができる。 (1) <u>地震、水害、火災その他の災害による次のいずれかの理由</u> ア <u>職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合における当該職員の復旧作業等又は一時的な避難</u> イ <u>職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合における当該職員による水、食料等の確保</u> ウ <u>ア又はイに掲げる理由に準ずるもの</u> (2) <u>地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による出勤の著しい困難</u> (3) <u>地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際しての退勤途上における身体の危険回避</u> (4)～(7)（略） 第16条の2～第20条（略）	第1条～第15条の6（略） （特別休暇） 第16条 職員が、次に掲げる理由により正規の勤務時間中に勤務することができない場合において、職員から願い出があつたときは、任命権者は、その都度必要と認める期間_____を特別休暇として与えることができる。 (1) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による交通の制限又は遮断</u> （新設） _____ （新設） _____ （新設） (2) <u>風水震火災その他非常災害による交通遮断又は職員の現住居の滅失若しくは破壊</u> (3) <u>交通機関の事故等の不可抗力の原因</u> (4)～(7)（略） 第16条の2～第20条（略）

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号）新旧対照表  
 〈第2条関係〉

改 正	現 行
第1条～第12条の6（略） （特別休暇） 第13条 職員が、次に掲げる理由により正規の勤務時間中に勤務することができない場合において、職員から願い出があつたときは、教育委員会は、その都度必要と認める期間（ <u>第1号に掲げる理由による場合は、7日の範囲内において必要と認める期間</u> ）を特別休暇と	第1条～第12条の6（略） （特別休暇） 第13条 職員が、次に掲げる理由により正規の勤務時間中に勤務することができない場合において、職員から願い出があつたときは、教育委員会は、その都度必要と認める期間_____を特別休暇と

改 正	現 行
<p>して与えることができる。</p> <p><u>(1) 地震、水害、火災その他の災害による次のいずれかの理由</u></p> <p><u>ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合における当該職員の復旧作業等又は一時的な避難</u></p> <p><u>イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合における当該職員による水、食料等の確保</u></p> <p><u>ウ ア又はイに掲げる理由に準ずるもの</u></p> <p><u>(2) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による出勤の著しい困難</u></p> <p><u>(3) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際しての通勤途上における身体の危険回避</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>第13条の2～第18条 (略)</p>	<p>して与えることができる。</p> <p><u>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による交通の制限又は遮断</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2) 風水震火災その他非常災害による交通遮断又は職員の現住居の滅失若しくは破壊</u></p> <p><u>(3) 交通機関の事故等の不可抗力の原因</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>第13条の2～第18条 (略)</p>

5 収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）新旧対照表

改正		現行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 (略)		1 (略)	
2 手数料		2 手数料	
名称	根拠規定	名称	根拠規定
1～20 (略)	(略)	1～20 (略)	(略)
21 (略) <u>敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料</u> <u>居住環境向上用途誘導地区における建築物の建蔽率又は壁面の位置の特例許可申請手数料</u> <u>居住環境向上用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料</u> (略)	神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）第52条の19	21 (略) <u>敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料</u> <u>(新設)</u>  <u>(新設)</u>  (略)	神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）第52条の19
22～33 (略)	(略)	22～33 (略)	(略)

6 神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）新旧対照表

改 正			現 行		
別表（第2条関係） 1～7（略） 8 県土整備局関係			別表（第2条関係） 1～7（略） 8 県土整備局関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金 額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金 額
1～48 (略)			1～48 (略)		
49 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項及び51の項に該当する場合を除く。）	(略)	(1)・(2) (略) (3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合（同時に住宅部分の申請をする場合を含む。）当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分（共用部分（共同住宅の住宅部分以外の部分をいう。以下この項、次項、52の項及び53の項において同じ。）の審査を要しない場合にあつては、次のア及びウに掲げる建築物の部分）の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア (略) イ 共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) (略) (イ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物</u> 14万円 (ウ) <u>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</u> 18万円 (エ)～(キ) (略)	49 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項及び51の項に該当する場合を除く。）	(略)	(1)・(2) (略) (3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合（同時に住宅部分の申請をする場合を含む。）当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分（共用部分（共同住宅の住宅部分以外の部分をいう。以下この項、次項、52の項及び53の項において同じ。）の審査を要しない場合にあつては、次のア及びウに掲げる建築物の部分）の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア (略) イ 共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) (略) (イ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</u> 18万円 (ウ)～(カ) (略)



改 正			現 行		
		<p>ウ 非住宅部分（建築物の住宅部分及び共用部分以外の部分をいう。以下この項、次項、52の項及び53の項において同じ。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物</u> 30万円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 38万円</p> <p>(エ)～(キ) (略)</p>			<p>ウ 非住宅部分（建築物の住宅部分及び共用部分以外の部分をいう。以下この項、次項、52の項及び53の項において同じ。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 38万円</p> <p>(ウ)～(カ) (略)</p>
50 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー	(略)	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 一の建築物の場合（同時に住宅部分の申請をする場合を含む。） 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分（共用部分の審査を要しない場合にあつては、次のア及びウに掲げる建築物の部分）の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方</u></p>	50 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー	(略)	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 一の建築物の場合（同時に住宅部分の申請をする場合を含む。） 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分（共用部分の審査を要しない場合にあつては、次のア及びウに掲げる建築物の部分）の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正			現 行		
一消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録住宅性能評価機関等」という。）による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）		<p>メートル以内の建築物</p> <p>1万7,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</p> <p>2万7,000円</p> <p>(エ)～(キ) (略)</p> <p>ウ 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物</p> <p>1万7,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</p> <p>2万7,000円</p> <p>(エ)～(キ) (略)</p>	一消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録住宅性能評価機関等」という。）による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）		<p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</p> <p>2万7,000円</p> <p>(ウ)～(カ) (略)</p> <p>ウ 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</p> <p>2万7,000円</p> <p>(ウ)～(カ) (略)</p>
51 (略)			51 (略)		
52 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（前項及び次項に該当する	(略)	(1)・(2) (略) (3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合（同時に住宅部分の申請をする場合を含む。）当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分（共用部分の審査を要しない場合にあつては、次のア、ウ及びエに掲げる建築物の部分）の区分に応じそれぞれ	52 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（前項及び次項に該当する	(略)	(1)・(2) (略) (3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合（同時に住宅部分の申請をする場合を含む。）当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分（共用部分の審査を要しない場合にあつては、次のア、ウ及びエに掲げる建築物の部分）の区分に応じそれぞれ

改 正			現 行		
場合を除く。)		<p>れ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物</u></p> <p>7万円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</p> <p>9万円</p> <p>(エ)～(キ) (略)</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物</u></p> <p>15万円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</p> <p>19万円</p> <p>(エ)～(キ) (略)</p> <p>エ (略)</p>	場合を除く。)		<p>れ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</p> <p>9万円</p> <p>(ウ)～(カ) (略)</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</p> <p>19万円</p> <p>(ウ)～(カ) (略)</p> <p>エ (略)</p>
53 都市の低炭素化の促進に関する法	(略)	(1)・(2) (略) (3) 一の建築物の場合(同時に住宅部分の申請をする場合を含む。	53 都市の低炭素化の促進に関する法	(略)	(1)・(2) (略) (3) 一の建築物の場合(同時に住宅部分の申請をする場合を含む。

改 正		現 行	
<p>律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（変更部分について同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの）に限り、51の項に該当する場合を除く。）</p>	<p>） 当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分（共用部分の審査を要しない場合にあつては、次のア、ウ及びエに掲げる建築物の部分）の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)（略）</p> <p><u>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物</u></p> <p style="text-align: right;">8,500円</p> <p><u>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</u></p> <p style="text-align: right;">1万3,500円</p> <p><u>(エ)～(キ)（略）</u></p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)（略）</p> <p><u>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物</u></p> <p style="text-align: right;">8,500円</p> <p><u>(ウ) 床面積の合計が</u></p>	<p>律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（変更部分について同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの）に限り、51の項に該当する場合を除く。）</p>	<p>） 当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分（共用部分の審査を要しない場合にあつては、次のア、ウ及びエに掲げる建築物の部分）の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（新設）</u></p> <p><u>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</u></p> <p style="text-align: right;">1万3,500円</p> <p><u>(ウ)～(カ)（略）</u></p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（新設）</u></p> <p><u>(イ) 床面積の合計が</u></p>

改 正			現 行		
		<p>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</p> <p>1万3,500円</p> <p>(エ)～(キ) (略)</p> <p>エ (略)</p>			<p>300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物</p> <p>1万3,500円</p> <p>(ウ)～(カ) (略)</p> <p>エ (略)</p>
54 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査	(略)	<p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）<u>第1条第1項第1号ロの評価方法による申請又は請求をされた建築物の場合</u>（(2)に掲げる場合を除く。）</p> <p>次に掲げる非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項から57の項まで及び59の項から63の項までにおいて同じ。）の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p><u>ア 床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物</u></p> <p>11万円</p> <p><u>イ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u></p> <p>15万円</p> <p><u>ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</u></p> <p>24万円</p> <p><u>エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</u></p> <p>31万円</p> <p><u>オ 床面積の合計が1万平方メートル以上</u></p>	54 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査	(略)	<p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）<u>第1条第1号イに適合するものとして申請又は請求をされた建築物の場合</u>（(2)に掲げる場合を除く。）</p> <p>次に掲げる非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項から57の項まで及び59の項から63の項までにおいて同じ。）の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>ア 床面積の合計が5,000平方メートル未満の建築物</u></p> <p>53万円</p> <p><u>イ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</u></p> <p>65万円</p> <p><u>ウ 床面積の合計が1万平方メートル以上</u></p>

改 正		現 行	
	2万5,000平方メートル未満の建築物 <u>37万円</u>		2万5,000平方メートル未満の建築物 <u>77万円</u>
	カ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 <u>44万円</u>		エ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 <u>87万円</u>
	(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法による申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物の場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号イに適合するものとして申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物の場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
	ア 床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物 <u>2万6,000円</u>		(新設)
	イ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 <u>3万8,000円</u>		(新設)
	ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 <u>9万5,000円</u>		ア 床面積の合計が5,000平方メートル未満の建築物 <u>10万円</u>
	エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 <u>14万円</u>		イ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 <u>15万円</u>
	オ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 <u>18万円</u>		ウ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 <u>19万円</u>
	カ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 <u>22万円</u>		エ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 <u>23万円</u>
	(3) 建築物エネルギー消		(3) 建築物エネルギー消

改 正		現 行	
	<p>費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法による申請又は請求をされた建築物の場合 (4)に掲げる場合を除く。)</p> <p>次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が<u>1,000平方メートル未満の建築物</u> 29万円</p> <p>イ 床面積の合計が<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u> 37万円</p> <p>ウ 床面積の合計が<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</u> 53万円</p> <p>エ 床面積の合計が<u>5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</u> 65万円</p> <p>オ 床面積の合計が<u>1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物</u> 77万円</p> <p>カ 床面積の合計が<u>2万5,000平方メートル以上の建築物</u> 87万円</p> <p>(4) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法による申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物の場合 次に掲げる非住宅部分の床面</p>		<p>費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに適合するものとして申請又は請求をされた建築物の場合 (4)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ア 床面積の合計が<u>5,000平方メートル未満の建築物</u> 24万円</p> <p>イ 床面積の合計が<u>5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</u> 31万円</p> <p>ウ 床面積の合計が<u>1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物</u> 37万円</p> <p>エ 床面積の合計が<u>2万5,000平方メートル以上の建築物</u> 44万円</p> <p>(4) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに適合するものとして申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物の場合 次に掲げる非住宅部分の床面積の区</p>

改 正			現 行		
		積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 <u>ア 床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物</u> 3万1,000円 <u>イ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u> 4万3,000円 <u>ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</u> 10万円 <u>エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</u> 15万円 <u>オ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物</u> 19万円 <u>カ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物</u> 23万円			分に応じ、それぞれ次に定める金額 <u>(新設)</u>  <u>(新設)</u>  <u>ア 床面積の合計が5,000平方メートル未満の建築物</u> 9万5,000円  <u>イ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</u> 14万円  <u>ウ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物</u> 18万円  <u>エ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物</u> 22万円
55 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー	(略)	当該申請又は請求に係る建築物の非住宅部分について、次に掲げる非住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 (1) (略) (2) 新たに追加する非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の追加する床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 追加する床面積の合計が300平方メートル未満の非住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	55 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー	(略)	当該申請又は請求に係る建築物の非住宅部分について、次に掲げる非住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 (1) (略) (2) 新たに追加する非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の追加する床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 追加する床面積の合計が300平方メートル未満の非住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額



改 正		現 行	
ギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査	(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの <u>評価方法による</u> 申請又は請求をされた建築物 ((イ)に掲げるものを除く。)	ギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査	(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号イに <u>適合するものとして</u> 申請又は請求をされた建築物 ((イ)に掲げるものを除く。)
	8万7,000円		23万円
	(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの <u>評価方法による</u> 申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物		(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号イに <u>適合するものとして</u> 申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物
	1万9,000円		2万3,000円
	(ウ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ <u>以外の評価方法による</u> 申請又は請求をされた建築物 ((エ)に掲げるものを除く。)		(ウ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに <u>適合するものとして</u> 申請又は請求をされた建築物 ((エ)に掲げるものを除く。)
23万円		8万7,000円	
(エ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ <u>以外の評価方法による</u> 申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物		(エ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに <u>適合するものとして</u> 申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物	
2万3,000円		1万9,000円	
<u>(削除)</u>			イ 追加する床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の非住宅部

改 正			現 行		
					<p>分 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号イに適合するものとして申請又は請求をされた建築物 ((イ)に掲げるものを除く。)</p> <p style="text-align: right;">37万円</p> <p>(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号イに適合するものとして申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物</p> <p style="text-align: right;">4万3,000円</p> <p>(ウ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに適合するものとして申請又は請求をされた建築物 ((エ)に掲げるものを除く。)</p> <p style="text-align: right;">15万円</p> <p>(エ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに適合するものとして申請又は請求をされた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物</p> <p style="text-align: right;">3万8,000円</p>
		<p>イ 追加する床面積の合計が300平方メートル</p>			<p>ウ 追加する床面積の合計が2,000平方メートル</p>

改 正			現 行		
		ル以上の非住宅部分 前項の規定の例により算定した金額（この場合において、同項中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。）			トル以上の非住宅部分 前項の規定の例により算定した金額（この場合において、同項中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」とする。）
56 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項及び58の項に該当する場合を除く。）	(略)	(1) (略) (2) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア (略) イ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等（同号に規定する工場等をいう。59の項において同じ。）の用途に供する場合及び同令附則第3条第2項に該当する場合にあっては、 <u>同号ロ(2)</u> ）の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 <u>8万7,000円</u> (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メ	56 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項及び58の項に該当する場合を除く。）	(略)	(1) (略) (2) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア (略) イ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)（非住宅部分の全部を工場等（同号に規定する工場等をいう。59の項において同じ。）の用途に供する場合及び同令附則第3条第2項に該当する場合にあっては、 <u>同号ロ(1)</u> ）又は同令第10条第3号ロに適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 <u>23万円</u> <u>(新設)</u>

改 正		現 行	
	<p>メートル未満の建築物</p> <p><u>11万円</u></p> <p>(ウ) 床面積の合計が <u>1,000平方メートル</u>以上2,000平方メートル未満の建築物</p> <p><u>15万円</u></p> <p>(エ) 床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</p> <p><u>24万円</u></p> <p>(オ) 床面積の合計が 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</p> <p><u>31万円</u></p> <p>(カ) 床面積の合計が 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物</p> <p><u>37万円</u></p> <p>(キ) 床面積の合計が 2万5,000平方メートル以上の建築物</p> <p><u>44万円</u></p> <p>ウ 非住宅部分（イに該当するものを除く。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が 300平方メートル未満の建築物</p> <p><u>23万円</u></p> <p>(イ) 床面積の合計が <u>300平方メートル</u>以上1,000平方メートル未満の建築物</p> <p><u>29万円</u></p>		<p>(イ) 床面積の合計が <u>300平方メートル</u>以上2,000平方メートル未満の建築物</p> <p><u>37万円</u></p> <p>(ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</p> <p><u>53万円</u></p> <p>(エ) 床面積の合計が 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</p> <p><u>65万円</u></p> <p>(オ) 床面積の合計が 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物</p> <p><u>77万円</u></p> <p>(カ) 床面積の合計が 2万5,000平方メートル以上の建築物</p> <p><u>87万円</u></p> <p>ウ 非住宅部分（イに該当するものを除く。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が 300平方メートル未満の建築物</p> <p><u>8万7,000円</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正		現 行	
	<p>(ウ) 床面積の合計が 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 37万円</p> <p>(エ) 床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 53万円</p> <p>(オ) 床面積の合計が 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 65万円</p> <p>(カ) 床面積の合計が 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 77万円</p> <p>(キ) 床面積の合計が 2万5,000平方メートル以上の建築物 87万円</p> <p>(3) 2以上の建築物の場合（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物を含む場合をいう。次項、59の項及び60の項において同じ。）当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア・イ（略） ウ 他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に</p>		<p>(イ) 床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 15万円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 24万円</p> <p>(エ) 床面積の合計が 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物 31万円</p> <p>(オ) 床面積の合計が 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 37万円</p> <p>(カ) 床面積の合計が 2万5,000平方メートル以上の建築物 44万円</p> <p>(3) 2以上の建築物の場合（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物を含む場合をいう。次項、59の項及び60の項において同じ。）当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア・イ（略） ウ 他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に</p>

改 正			現 行		
		適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。) 次項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額			適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。) 次項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額
57 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)の認定の申請に対する審	(略)	(1) (略) (2) 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア (略) イ 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) (略) (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 1万6,000円 (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 2万7,000円 (エ)～(キ) (略) (3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア・イ (略) ウ 他の建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する	57 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(同法第30条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)の認定の申請に対する審	(略)	(1) (略) (2) 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア (略) イ 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) (略) (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 2万7,000円 (ウ)～(カ) (略) (3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア・イ (略) ウ 他の建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する

改 正			現 行		
査（次項に該当する場合を除く。）		法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。） (1)又は(2)の規定の例により算定した金額	査（次項に該当する場合を除く。）		法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。） (1)又は(2)の規定の例により算定した金額
58 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項又は第36条第1項の規定に基づく建築	(略)	(略)	58 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項又は第31条第1項の規定に基づく建築	(略)	(略)

改 正			現 行		
物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査			物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査		
59 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（前項及び次項に該当する場合を除く。）	(略)	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合及び同令附則第3条第2項に該当する場合にあっては、<u>同号ロ(2)</u>の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 <u>4万3,500円</u></p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メ</p>	59 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（前項及び次項に該当する場合を除く。）	(略)	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合及び同令附則第3条第2項に該当する場合にあっては、<u>同号ロ(1)</u>又は同令第10条第3号ロに適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 <u>11万5,000円</u> <u>(新設)</u></p>



改 正		現 行	
	<p>メートル未満の建築物</p> <p><u>5万5,000円</u></p> <p>(ウ) 床面積の合計が <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u></p> <p><u>7万5,000円</u></p> <p>(エ) 床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</p> <p><u>12万円</u></p> <p>(オ) 床面積の合計が 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</p> <p><u>15万5,000円</u></p> <p>(カ) 床面積の合計が 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物</p> <p><u>18万5,000円</u></p> <p>(キ) 床面積の合計が 2万5,000平方メートル以上の建築物</p> <p><u>22万円</u></p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分（イに該当するものを除く。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が 300平方メートル未満の建築物</p> <p><u>11万5,000円</u></p> <p>(イ) 床面積の合計が <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物</u></p>		<p>(イ) 床面積の合計が <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</u></p> <p><u>18万5,000円</u></p> <p>(ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</p> <p><u>26万5,000円</u></p> <p>(エ) 床面積の合計が 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</p> <p><u>32万5,000円</u></p> <p>(オ) 床面積の合計が 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物</p> <p><u>38万5,000円</u></p> <p>(カ) 床面積の合計が 2万5,000平方メートル以上の建築物</p> <p><u>43万5,000円</u></p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分（イに該当するものを除く。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が 300平方メートル未満の建築物</p> <p><u>4万3,500円</u></p> <p>(イ) <u>(新設)</u></p>

改 正		現 行	
	<p>物</p> <p>14万5,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</p> <p>18万5,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</p> <p>26万5,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</p> <p>32万5,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物</p> <p>38万5,000円</p> <p>(キ) 床面積の合計が 2万5,000平方メートル以上の建築物</p> <p>43万5,000円</p> <p>エ (略)</p> <p>(3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に</p>		<p>(イ) 床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物</p> <p>7万5,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物</p> <p>12万円</p> <p>(エ) 床面積の合計が 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物</p> <p>15万5,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物</p> <p>18万5,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が 2万5,000平方メートル以上の建築物</p> <p>22万円</p> <p>エ (略)</p> <p>(3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に</p>

改 正			現 行		
		<p>適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。)</p> <p>次項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 新たに計画に追加する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)</p> <p>57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p>			<p>適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。)</p> <p>次項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 新たに計画に追加する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)</p> <p>57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p>
60	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（変更部分について同法第35条第1項第1号から第3	(略)	(1) (略)	60	(略)
		<p>(2) 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物</u></p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(7) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>		

改 正		現 行	
号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。58の項に該当する場合を除く。)	<p style="text-align: right;">8,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が<u>1,000平方メートル</u>以上2,000平方メートル未満の建築物</p> <p style="text-align: right;">1万3,500円</p> <p>(エ)～(キ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。)</p> <p>(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 新たに計画に追加する建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)</p> <p>57の項(1)又は(2)の規定の例により算定</p>	号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。58の項に該当する場合を除く。)	<p style="text-align: right;">(イ) 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>以上2,000平方メートル未満の建築物</p> <p style="text-align: right;">1万3,500円</p> <p>(ウ)～(カ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。)</p> <p>(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 新たに計画に追加する建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)</p> <p>57の項(1)又は(2)の規定の例により算定</p>

改 正			現 行		
		した金額			した金額
61 建築物 のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）	(略)	(1)・(2) (略) (3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア・イ (略) ウ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法により申請された建築物に係るものに限る。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 <u>8万7,000円</u> (イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物</u> <u>11万円</u> (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 <u>15万円</u> (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 <u>24万円</u> (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル	61 建築物 のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）	(略)	(1)・(2) (略) (3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア・イ (略) ウ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ又は同項第3号ロに適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 <u>23万円</u>  <u>(新設)</u>  (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 <u>37万円</u> (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 <u>53万円</u> (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル

改 正		現 行	
	ル以上1万平方メートル未満の建築物 <u>31万円</u>		ル以上1万平方メートル未満の建築物 <u>65万円</u>
	(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 <u>37万円</u>		(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物 <u>77万円</u>
	(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 <u>44万円</u>		(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物 <u>87万円</u>
エ	非住宅部分（ウに該当するものを除く。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	エ	非住宅部分（ウに該当するものを除く。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
	(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 <u>23万円</u>		(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 <u>8万7,000円</u>
	(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 <u>29万円</u>		(新設)
	(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 <u>37万円</u>		(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 <u>15万円</u>
	(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 <u>53万円</u>		(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 <u>24万円</u>
	(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物		(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物

改 正			現 行		
		<p style="text-align: right;"><u>65万円</u></p> <p>(カ) 床面積の合計が 1 万平方メートル 以上 2 万 5,000 平 方メートル未満の 建築物</p> <p style="text-align: right;"><u>77万円</u></p> <p>(キ) 床面積の合計が 2 万 5,000 平方メ ートル以上の建築 物</p> <p style="text-align: right;"><u>87万円</u></p>			<p style="text-align: right;"><u>31万円</u></p> <p>(カ) 床面積の合計が 1 万平方メートル 以上 2 万 5,000 平 方メートル未満の 建築物</p> <p style="text-align: right;"><u>37万円</u></p> <p>(カ) 床面積の合計が 2 万 5,000 平方メ ートル以上の建築 物</p> <p style="text-align: right;"><u>44万円</u></p>
62 建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上に関する法律第 41条第1 項の規定 に基づく 建築物が 建築物エ ネルギー 消費性能 基準に適 合してい る旨の認 定の申請 に対する 審査（当 該建築物 が建築物 エネルギー 消費性能 基準に適 合してい ること につき、 あらかじめ 登録住 宅性能評 価機関等 による審 査を受け た場合、 当該建築 物につい	(略)	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物 の部分について、次に 掲げる建築物の部分の 区分に応じそれぞれ次 に定める金額を合算し た金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 非住宅部分 次に 掲げる非住宅部分の 床面積の区分に応 じ、それぞれ次に定 める金額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 床面積の合計が <u>300平方メートル</u> <u>以上1,000平方メ</u> <u>ートル未満の建築</u> <u>物</u></p> <p style="text-align: right;"><u>1万6,000円</u></p> <p>(ウ) 床面積の合計が <u>1,000平方メー</u> <u>トル以上2,000平方</u> <u>メートル未満の建</u> <u>築物</u></p> <p style="text-align: right;"><u>2万7,000円</u></p> <p>(エ)～(キ) (略)</p>	62 建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上に関する法律第 36条第1 項の規定 に基づく 建築物が 建築物エ ネルギー 消費性能 基準に適 合してい る旨の認 定の申請 に対する 審査（当 該建築物 が建築物 エネルギー 消費性能 基準に適 合してい ること につき、 あらかじめ 登録住 宅性能評 価機関等 による審 査を受け た場合、 当該建築 物につい	(略)	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物 の部分について、次に 掲げる建築物の部分の 区分に応じそれぞれ次 に定める金額を合算し た金額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 非住宅部分 次に 掲げる非住宅部分の 床面積の区分に応 じ、それぞれ次に定 める金額</p> <p>(ア) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>(イ) 床面積の合計が <u>300平方メートル</u> <u>以上2,000平方メ</u> <u>ートル未満の建築</u> <u>物</u></p> <p style="text-align: right;"><u>2万7,000円</u></p> <p>(ウ)～(カ) (略)</p>

改 正			現 行		
て都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定若しくは同法第35条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合又は当該建築物が住宅性能評価を行った住宅である場合に限る。)			て都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定若しくは同法第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合又は当該建築物が住宅性能評価を行った住宅である場合に限る。)		
63 建築物のエネルギー消費性能の向	(略)	当該証明に係る建築物の非住宅部分について、次に掲げる非住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に	63 建築物のエネルギー消費性能の向	(略)	当該証明に係る建築物の非住宅部分について、次に掲げる非住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に



改 正		現 行	
<p>上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更<sup>ア</sup>に該当していることを証する書面の交付</p>	<p>定める金額を合算した金額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新たに追加する非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の追加する床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 追加する床面積の合計が300平方メートル未満の非住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（(イ)に掲げるものを除く。）</p> <p style="text-align: right;">8万7,000円</p> <p>(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの評価方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物</p> <p style="text-align: right;">1万9,000円</p> <p>(ウ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（(エ)に掲げるものを除く。）</p>	<p>上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更<sup>ア</sup>に該当していることを証する書面の交付</p>	<p>定める金額を合算した金額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新たに追加する非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の追加する床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 追加する床面積の合計が300平方メートル未満の非住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号イに適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（(イ)に掲げるものを除く。）</p> <p style="text-align: right;">23万円</p> <p>(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号イに適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物</p> <p style="text-align: right;">2万3,000円</p> <p>(ウ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（(エ)に掲げるものを除く。）</p>

改 正		現 行	
	<p style="text-align: right;"><u>23万円</u></p> <p>(エ) <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ以外の評価方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物</u></p> <p style="text-align: right;"><u>2万3,000円</u></p> <p><u>(削除)</u></p>		<p style="text-align: right;"><u>8万7,000円</u></p> <p>(エ) <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物</u></p> <p style="text-align: right;"><u>1万9,000円</u></p> <p><u>イ 追加する床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の非住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号イに適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（(イ)に掲げるものを除く。）</u></p> <p style="text-align: right;"><u>37万円</u></p> <p><u>(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号イに適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物</u></p> <p style="text-align: right;"><u>4万3,000円</u></p> <p><u>(ウ) 建築物エネルギー消費性能基準等</u></p>

改 正			現 行		
		<p>イ 追加する床面積の合計が<u>300平方メートル</u>以上の非住宅部分 54の項の規定の例により算定した金額（この場合において、同項中「申請又は請求をされた」とあるのは「建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた」と、「床面積」とあるのは「追加する床面積」とする。）</p>			<p><u>を定める省令第1条第1号ロに適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（エ）に掲げるものを除く。）</u>  <u>15万円</u>            (エ) <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供する建築物</u>  <u>3万8,000円</u>            ウ 追加する床面積の合計が<u>2,000平方メートル</u>以上の非住宅部分 54の項の規定の例により算定した金額（この場合において、同項中「申請又は請求をされた」とあるのは「建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた」と、「床面積」とあるのは「追加する床面積」とする。）</p>
64～66 (略)			64～66 (略)		
9～11 (略)			9～11 (略)		

7 企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例（平成16年神奈川県条例第62号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条 （略） （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 企業立地支援事業 次のいずれかに該当する事業のうち、県内における企業の立地を支援することが適当であるものとして知事が認めるものをいう。</p> <p>ア 次のいずれかに該当する事業のうち、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に定める大分類E—製造業、大分類F—電気・ガス・熱供給・水道業、大分類G—情報通信業、大分類I—卸売業、小売業、大分類L—学術研究、専門・技術サービス業、大分類M—宿泊業、飲食サービス業又は大分類N—生活関連サービス業、娯楽業に属するもの</p> <p>(ア)～(ケ) （略）</p> <p>(コ) <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の感染の防止に資する製品に関する事業</u></p> <p>イ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>第3条 （略）</p>	<p>第1条 （略） （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 企業立地支援事業 次のいずれかに該当する事業のうち、県内における企業の立地を支援することが適当であるものとして知事が認めるものをいう。</p> <p>ア 次のいずれかに該当する事業のうち、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に定める大分類E—製造業、大分類F—電気・ガス・熱供給・水道業、大分類G—情報通信業、大分類I—卸売業、小売業、大分類L—学術研究、専門・技術サービス業、大分類M—宿泊業、飲食サービス業又は大分類N—生活関連サービス業、娯楽業に属するもの</p> <p>(ア)～(ケ) （略）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>第3条 （略）</p>